

## 第 5 2 号議案

### 豊川市国民健康保険条例の一部改正について

豊川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 6 月 4 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

### 豊川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

豊川市国民健康保険条例（昭和 3 6 年豊川市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 0 条中「6 1 万円」を「6 3 万円」に改める。

第 2 0 条の 7 中「1 6 万円」を「1 7 万円」に改める。

第 2 6 条第 1 項中「6 1 万円」を「6 3 万円」に改め、同項第 2 号中「2 8 万円」を「2 8 万 5, 0 0 0 円」に改め、同項第 3 号中「5 1 万円」を「5 2 万円」に改め、同条第 4 項中「6 1 万円」を「6 3 万円」に改め、同条第 5 項中「6 1 万円」を「6 3 万円」に、「1 6 万円」を「1 7 万円」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊川市国民健康保険条例第 2 0 条、第 2 0 条の 7 並びに第 2 6 条第 1 項、第 4 項及び第 5 項の規定は、令和 2 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

## 理 由

この案を提出するのは、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、基礎賦課限度額及び介護納付金賦課限度額並びに保険料の減額に係る所得判定基準額を引き上げる必要があるからである。